法務省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令

法務省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成二十一年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

法務省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令

第二条中「構造改革特別区域が」を「構造改革特別区域において、構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業である外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業を実施することについて、」に改める。

第三条及び別表を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十一号

行政手続法（平成五年法律第八十八号）を実施するため、農林水産省聴聞手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

農林水産大臣　郡司　彰

農林水産省聴聞手続規則の一部を改正する省令

農林水産省聴聞手続規則（平成六年農林水産省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、食糧庁長官」を削る。

第十条中「の規定する」を「に規定する」に、「、住所及び」を「及び住所、」に改める。

第十二条第一項中「住所及び」を「住所並びに」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

○環境省令第二十九号

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行に伴い、及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十九条第六項第二号の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

環境大臣　細野　豪志

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号ト中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」に、「第八条第一項」を「第七条第一項」に、「再委託業務」を「委託業務」に改める。

附　則

この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律及び国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一―五〇（郵政民営化法等の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年九月二十八日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一―五〇―一

人事院規則一―五〇（郵政民営化法等の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―五〇（郵政民営化法等の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第三条　削除

附則第四条の前に見出しとして「（人事院規則九―四〇の一部改正に伴う経過措置）」を付し、同条第一項中「旧公社の職員として在職した後、施行日」を「郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社（以下「旧公社」という。）の職員として在職した後、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）」に、「改正後の規則」を「第十二条の規定による改正後の規則九―四〇（次項において「改正後の規則」という。）」に改め、同条第二項中「日本郵政株式会社等の職員等となり、日本郵政株式会社等の職員等」を「日本郵政株式会社、郵政民営化法第百七十六条の三の規定による合併により解散した郵便事業株式会社（附則第十三条において「旧郵便事業株式会社」という。）若しくは郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）第三条の規定による改正前の郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第一条の郵便局株式会社（附則第十三条において「旧郵便局株式会社」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。）又は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。）となり、これらの者又は日本郵便株式会社に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。）（以下この項において「日本郵政株式会社等の職員等」という。）」に改める。

附則第十三条第一項中「施行日において」の下に「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律附則第二十六条の規定による改正前の」を、「当該者」の下に「（施行日において旧郵便事業株式会社又は旧郵便局株式会社に使用されることとなった旧郵政被災職員については、日本郵便株式会社）」を加え、同条第二項中「附則第二十三項第四号ニ及び第五号ニ」を「附則第二十三項第三号ニ及び第四号ニ」に改める。

附　則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

人事院は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律に基づき、人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年九月二十八日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一〇―一二―一八

人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を次のように改正する。

第四条第五十三号を次のように改める。

五十三　日本郵便株式会社

第四条中第五十四号を削り、第五十五号を第五十四号とし、第五十六号から第七十四号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年九月二十八日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一二―〇―三五

人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部を次のように改正する。

第九条第百三十一号及び第百三十二号を次のように改める。

百三十一　削除

百三十二　日本郵便株式会社（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百七十六条の三の規定による合併により解散した郵便事業株式会社及び郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）第三条の規定による改正前の郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第一条の郵便局株式会社を含む。）

附　則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

○国家公安委員会規則第十号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第三条第三号及び第四号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四条第一項第三号、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第一号、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条第一項第十七号、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第三条第四号並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の八第三項第二号ハの規定に基づき、警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

国家公安委員会委員長　松原　仁

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。